

■所得控除一覧

控除の種類	説 明			控 除 額		
基 礎 控 除	年齢・所得要件問わず、納税義務者本人が受けられる控除			3 3 万円		
扶 養 控 除	合計所得金額が3 8 万円以下の親族を扶養している場合に受けられる控除					
	特 定	扶養親族の生年月日が平成7 年 1 月 2 日～平成1 1 年 1 月 1 日の方			4 5 万円	
	老 人	扶養親族の生年月日が昭和2 3 年 1 月 1 日以前の方			3 8 万円	
	同 居 老 人	扶養親族の生年月日が昭和2 3 年 1 月 1 日以前で、納税義務者本人又は配偶者と同居している親等（直系尊属）の方			4 5 万円	
	普 通	扶養親族の生年月日が平成1 1 年 1 月 2 日～平成1 4 年 1 月 1 日及び昭和2 3 年 1 月 2 日～平成7 年 1 月 1 日の方			3 3 万円	
※障害者控除	納税義務者本人、又はその控除対象配偶者・扶養親族が、障害者手帳の交付・療育手帳の交付・障害者控除対象者認定書の交付のいずれかを受けている場合に受けられる控除					
	本 人	身体障害者手帳1・2級、精神障害者手帳1級、又は療育手帳A判定に該当する場合			特 別	3 0 万円
		上記認定以外の場合			普 通	2 6 万円
	扶 養 者	身体障害者手帳1・2級、精神障害者手帳1級、又は療育手帳A判定に該当する場合			特 別	3 0 万円
		上記認定を受けていて、かつその控除対象配偶者又は扶養親族が、納税義務者本人、又は納税義務者本人と生計を一にする親族と同居している場合			同 居 特 別	5 3 万円
		上記認定以外の場合			普 通	2 6 万円
※寡婦控除	夫と死別、又は離婚した場合に以下の条件を満たすと受けられる控除					
	一 般	①夫と死別し、合計所得金額が5 0 0 万円以下の場合 ②夫と死別、又は離婚し扶養親族がいる場合 ③夫と死別、又は離婚し、合計所得金額が5 0 0 万超で扶養親族の子がいる場合			2 6 万円	
	特 別	夫と死別、又は離婚し合計所得金額が5 0 0 万円以下で扶養親族の子がいる場合			3 0 万円	
※寡夫控除	妻と死別、又は離婚し合計所得金額が5 0 0 万円以下で扶養親族の子がいる場合に受けられる控除				2 6 万円	
勤労学生控除	納税義務者本人が以下の条件を満たす場合に受けられる控除 ①特定の学校の学生・生徒 ②合計所得金額6 5 万円以下 ③勤労によらない所得1 0 万円以下				2 6 万円	

※ここで述べている扶養親族とは、扶養控除の対象となる人（合計所得金額が38万円以下）のことをいいます。

◎年少扶養について

扶養親族が16歳未満の場合は年少扶養となります。この場合、年少扶養となることによる税の控除はありませんが、被扶養者が障害者の場合は、障害者控除を受けることができます。また、扶養者の寡婦・寡夫控除の条件である「扶養親族の子」に該当します。

現行（～平成30年度）

控除の種類		説 明	配偶者の合計所得金額	控除額
配偶者控除	普 通	生計を一にする配偶者の合計所得金額が右記の範囲に該当する場合	～380,000円	3 3 万円
	老 人	上記の要件かつ配偶者の生年月日が昭和23年1月1日以前の場合		3 8 万円
配 偶 者 特 別 控 除		納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が右記の範囲に該当する場合	380,001円～449,999円	3 3 万円
			450,000円～499,999円	3 1 万円
			500,000円～549,999円	2 6 万円
			550,000円～599,999円	2 1 万円
			600,000円～649,999円	1 6 万円
			650,000円～699,999円	1 1 万円
			700,000円～749,999円	6 万円
			750,000円～759,999円	3 万円
			760,000円～	非該当

【参考】

平成31年度分(平成30年分の所得)の市民税から、配偶者控除額及び配偶者特別控除額が見直され、下記のとおり改正されます。

控除の種類		説 明	配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額		
				～900万円	900万円超～950万円	950万円超～1,000万円
配偶者控除	普 通	納税義務者の合計所得金額及び生計を一にする配偶者の合計所得金額が右記の範囲に該当する場合	～380,000円	33万円	22万円	11万円
	老 人	上記の要件かつ配偶者の生年月日が昭和24年1月1日以前の場合		38万円	26万円	13万円
配 偶 者 特 別 控 除		納税義務者の合計所得金額及び生計を一にする配偶者の合計所得金額が右記の各区分に該当する場合	380,001円～900,000円	33万円	22万円	11万円
			900,001円～950,000円	31万円	21万円	11万円
			950,001円～1,000,000円	26万円	18万円	9万円
			1,000,001円～1,050,000円	21万円	14万円	7万円
			1,050,001円～1,100,000円	16万円	11万円	6万円
			1,100,001円～1,150,000円	11万円	8万円	4万円
			1,150,001円～1,200,000円	6万円	4万円	2万円
			1,200,001円～1,230,000円	3万円	2万円	1万円
			1,230,001円～	非該当		

控除の種類	説 明	控除額	
		支払保険金額	
生命保険料控除	平成23年12月31日以前に締結した 保険契約等（旧契約） ○ 旧生命保険料 ○ 旧個人年金保険料	～ 15,000円	支払金額
		15,001円 ～ 40,000円	支払金額×1/2+7,500円
		40,001円 ～ 70,000円	支払金額×1/4+17,500円
		70,001円 ～	一律 35,000円 （限度額）
	平成24年1月1日以後に締結した 保険契約等（新契約） ○ 新生命保険料 ○ 新個人年金保険料 ○ 介護医療保険料	～ 12,000円	支払金額
		12,001円 ～ 32,000円	支払金額×1/2+6,000円
		32,001円 ～ 56,000円	支払金額×1/4+14,000円
		56,001円 ～	一律 28,000円 （限度額）
	旧契約及び新契約の双方について 保険料控除を受ける場合	旧契約のみ	35,000円 （限度額）
		新契約のみ	28,000円 （限度額）
		旧契約と新契約それぞれ で計算した控除額の合計	28,000円 （限度額）
		※旧契約の控除額が28,000円を超える場合は、35,000円 までの範囲内において、旧契約の限度額が適用限度額	
地震保険料控除	○地震保険料	～ 50,000円	支払金額×1/2
		50,001円 ～	一律 25,000円 （限度額）
	平成18年12月31日以前に締結した 契約 ○旧長期損害保険料	～ 5,000円	支払金額
		5,001円 ～ 15,000円	支払金額×1/2+2,500円
		15,001円 ～	一律 10,000円 （限度額）
雑 損 控 除	災害等により本人や一定の親族が 所有する資産に損失等が生じた場 合	次のいずれか多い金額 ①（損失金額-保険金などで補てんされた金額） －（総所得金額等）×10％ ②災害関連支出の金額－5万円	
医 療 費 控 除	本人又は本人と同一生計の配偶者 その他の親族の医療費を一定の金 額を超えて支払った場合	（支払金額-保険などから補てんされた額）－ 次のいづ れか少ない額 ①総所得金額等の5％ ②10万円 ※控除限度額20.0万円	
社会保険料控除	国民健康保険税や健康保険、後期 高齢者医療保険、介護保険、国民 年金等の保険料を支払った場合	支払金額	
小規模企業共済 等 掛 金 控 除	小規模共済掛金等を支払った場合	支払金額	